

専門業務型裁量労働制に関する協議事項についての回答

第7条第1項「苦情申し立て」の仕組みないしは運用について協議する。

第7条第2項「苦情処理」の仕組みないしは運用について協議する。

協定書の「苦情申し立て」、「苦情処理」に関する部分について、過半数代表者も窓口となること、及び必要に応じて法人と過半数代表者が協議を行うことについて、協定書に盛り込みます。

第3条第2項（勤務時間、休日規程の第9条）：労使協定書の「振り替え休日」について協議する。

休日の振替は、使用者側の恣意的な運用を避けるという観点から労働基準局長通知により「振り替えるべき日を規定することが望ましいこと」、また、「できる限り近接している日が望ましい」とされています。振替休日については、労働関係法令の趣旨を尊重しつつ、振替休日が取得しやすい環境の整備に努めます。

第5条第1項：労使協定書の「裁量の範囲（外）」について協議する。

大学における裁量労働制は、教育研究の業務について、基本的にその遂行の手段及び時間配分については個人の裁量に委ねるという制度です。ただし、授業、入試、諸会議及び研修等の実施については裁量に委ねず具体的な指示を行うこととしており、これは、従来と異なるものではありません。制度の趣旨についてご理解、ご協力をお願いします。

第5条第2項以下の語尾を第1項に合わせて「（する）ものとする」に改めるよう協議する。

協定書第5条第2項及び3項に掲げる事務手続きは、必ず行っていただくべきものですので、あえて「しなければならない」という表現を用いさせていただきます。ご了承ください。

各種報告書や研修等の諸手続きは、わかりやすく簡素なものとなるよう、また、個別の事例に適切かつ迅速に対応できるように工夫するよう協議する。

各種事務手続きの簡素化について実施可能なものについては実施していくという考え方や、個別の事例に可能な限り適切かつ迅速に対応していくという姿勢は従来から変わっておりません。引き続き事務の簡素化、適正化に努めます。

第9条における「職員の代表者」とは「過半数代表者」であることを確認する。

協定書第9条の「職員の代表者」は「過半数代表者」に修正します。

平成22年3月16日

長崎県立大学シーボルト校過半数代表者 XXXXXXXXXX 様

長崎県立大学シーボルト校事務局長 百岳 敏晴



専門業務型裁量労働制に関する労使協定書

長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）と長崎県立大学シーボルト校職員過半数代表者（以下「過半数代表者」という。）は、労働基準法第38条の3の規定に基づく専門業務型裁量労働制（以下「裁量労働制」という。）の適用について次のとおり協定する。

（適用対象業務及び適用対象職員）

- 第1条 裁量労働制を適用する業務及び勤務する職員の範囲は、長崎県公立大学法人職員就業規則（平成17年規則第5号）第2条第2項に規定する教員であって、教授研究の業務に従事する者（長崎県公立大学法人職員賃金規程（平成17年規程第11号）第8条に規定する管理職手当を支給される者を除く。以下「裁量労働従事者」という。）とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、突発的な業務、緊急的な業務及びその他事情等により、理事長がやむを得ないと判断した裁量労働従事者については、裁量労働制の適用を中断し、又は中止することがある。
- 3 前項の規定により裁量労働制の適用を中断又は中止した教員の勤務時間及び休憩時間は、長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成17年規程第14号。以下「勤務時間等規程」という。）の定めるところ（裁量労働制に関する部分を除く。）による。

（みなし労働時間）

- 第2条 裁量労働従事者が所定労働日に勤務した場合は、1日の勤務時間については8時間勤務したものとみなす。
- 2 裁量労働従事者が、欠勤又は休暇の取得等により勤務しなかった日については、前項の規定は適用しない。

（休日労働及び深夜労働）

- 第3条 理事長は、必要と認める場合に限り、裁量労働従事者に対し勤務時間等規程第8条に定める休日（以下「休日」という。）又は深夜（午後10時から翌日午前5時までの時間をいう。以下同じ。）における勤務を命じるものとする。
- 2 理事長は、裁量労働従事者が前項により休日において勤務する場合は、振替休日を与えるものとする。
- 3 理事長は、裁量労働従事者が第1項により深夜に勤務した場合には、長崎県公立大学法人職員賃金規程（平成17年規程第11号）第16条の定めるところにより時間外勤務手当を支給する。

（休憩時間）

- 第4条 裁量労働従事者は、勤務時間等規程第5条の規定に準じて、業務の遂行状況を勘案し、各自休憩時間を取得するものとする。

（裁量の範囲と職場規律）

- 第5条 裁量労働従事者については、業務遂行の手段及び時間配分の決定を本人の裁量に委ね、その決定に関し具体的な指示は与えないものとする。ただし、業務内容（大学が実施する授業、入試、諸会議及び研修等）、職場規律又は勤務管理に関する指示等についてはこの限りでない。
- 2 裁量労働従事者は、出勤した日については、所定の出勤簿に押印しなければならない。
- 3 裁量労働従事者は、出張、研修、休暇及び職務専念義務免除の申請について、所定の手続きを経なければならない。

- 4 裁量労働従事者が、事前に命令又は承認を受け本学外で業務に従事した場合は、第2条第1項に規定する時間勤務したものとみなす。
- 5 裁量労働従事者といえども、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(裁量労働従事者の健康と福祉の確保)

第6条 法人は、裁量労働従事者の健康と福祉を確保するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 勤務状況報告書により、裁量労働従事者ごとの毎月の勤務状況を把握する。
- (2) 勤務状況に併せて、健康状態についての問題等の把握に努める。
- (3) 前2号により必要と認めるときは、当該裁量労働従事者について速やかに健康状況及び勤務状況について面談し、事情聴取を行う。
- (4) 産業医が必要と認めるものは、産業医による面接指導を行う。
- (5) 心身の健康について、保健室等において裁量労働従事者の健康相談に応じる。
- (6) 連続した年次有給休暇の取得を促進する。

(裁量労働従事者の苦情の処理)

第7条 裁量労働従事者は、法人又は過半数代表者に対し裁量労働に関する苦情を申し立てることができる。

- 2 過半数代表者は、前項の苦情の申し出があった場合は、速やかにその苦情内容について法人へ通知するものとする。
- 3 第1項に定める苦情については、シーボルト校総務企画課で処理する。
- 4 法人は、第1項の苦情の申し出があった場合は、速やかにその苦情内容について調査を行うとともに、必要に応じて過半数代表者と協議のうえ、適正かつ必要な措置を講じるものとする。
- 5 法人及び過半数代表者は、相談者の秘密を厳守し、プライバシーの保護に努めるものとする。

(記録の保存)

第8条 法人は、前2条に関わる事項については、これを記録し、この協定の有効期間中及びその後3年間保存するものとする。

(有効期間)

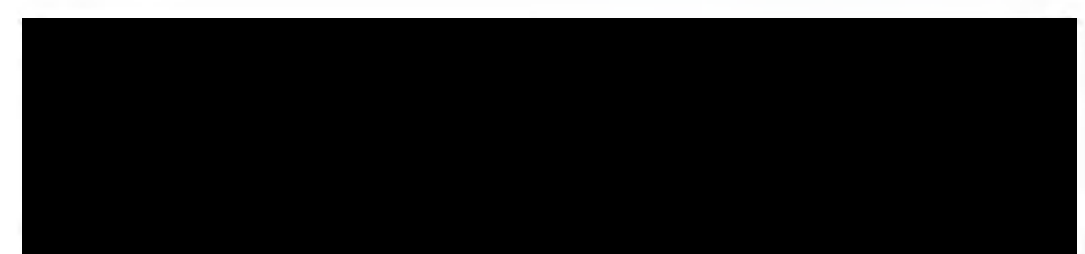
第9条 本協定は平成22年4月1日から適用し、有効期間は平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、法人又は過半数代表者から別段の申し出がない限り、引き続き1年間有効期間を延長し、以降も同様とする。

平成22年3月17日

長崎県公立大学法人 理事長 太田 博 道



長崎県立大学シーボルト校
過半数代表者



フレックスタイム制に関する協議事項についての回答

フレックスタイム制においても、その苦情についての取り扱いは、下記のとおり専門業務型裁量労働制の場合と同様に取り扱います。

協定書第11条の「職員の代表者」は「過半数代表者」に修正します。

記

1. フレックスタイム制の適用者は、法人又は過半数代表者に対しフレックスタイム制に関する苦情を申し立てることができる。
2. 過半数代表者は、前項の苦情の申し出があった場合は、速やかにその苦情内容について法人へ通知するものとする。
3. 第1項に定める苦情については、シーボルト校総務企画課で処理する。
4. 法人は、第1項の苦情の申し出があった場合は、速やかにその苦情内容について調査を行うとともに、必要に応じて過半数代表者と協議のうえ、適正かつ必要な措置を講じるものとする。
5. 法人及び過半数代表者は、相談者の秘密を厳守し、プライバシーの保護に努めるものとする。

平成22年3月16日

長崎県立大学シーボルト校過半数代表者 XXXXXXXXXX 様

長崎県立大学シーボルト校事務局長 百岳 敏晴



フレックスタイム制に関する労使協定書

長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）と長崎県立大学シーボルト校職員過半数代表者（以下「過半数代表者」という。）とは、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第32条の3の規定に基づき、フレックスタイム制の適用について以下のとおり協定する。

（適用対象者）

第1条 本協定でフレックスタイム制を適用する者は、長崎県公立大学法人特任教員規程（平成18年規程第17号）第2条に規定する特任教員（1週間の勤務時間が40時間に定められている者に限る。以下「適用対象者」という。）とする。

（始業時刻及び終業時刻）

第2条 適用対象者の始業時刻及び終業時刻は、第7条に定めるフレキシブルタイムの範囲内で、適用対象者の自主的決定に委ねるものとする。

（清算期間）

第3条 清算期間は、毎月1日から月末までの1か月間とする。

（1日の標準勤務時間）

第4条 1日の標準勤務時間は8時間とする。

（所定勤務時間）

第5条 清算期間における所定勤務時間は、清算期間中の所定勤務日数に1日の標準勤務時間を乗じた時間とする。ただし、清算期間を平均し1週間の労働時間が法定労働時間の範囲内となるように定める。

（コアタイム）

第6条 適用対象者のコアタイムは、授業及び理事長が従事することを命じた業務に要する時間帯とし、適用対象者ごとに決定する。

2 前項に定めるコアタイムは、事前に1か月単位で決定するものとする。

（フレキシブルタイム）

第7条 適用対象者のフレキシブルタイムは、前条に定めるコアタイムを除く午前7時から午後10時までとする。

（休憩時間）

第8条 休憩時間の時間帯については、適用対象者の裁量に委ねるものとする。この場合において、勤務時間が6時間を超え8時間までの場合は少なくとも45分間、勤務時間が8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を置くものとする。

（時間外勤務等の取扱い）

第9条 理事長は、必要と認める場合に限り、適用対象者に対し第5条に定める所定勤務時間を超える勤務又は深夜（午後10時から翌日午前5時までの時間をいう。以下同じ。）における勤務を命じるものとする。

2 適用対象者が前項により所定勤務時間を超える勤務又は深夜における勤務に従事した場合は、長崎県公立大学法人非常勤職員賃金規程（平成17年規程第16号）第8条第1項の規定に基づく時間外勤務手当を支給する。

(不足時間の取扱い)

第10条 清算期間中の実勤務時間が所定勤務時間に不足したときは、不足時間を次の清算期間の法定労働時間の範囲内で清算するものとする。

(苦情の処理)

第11条 適用対象者は、法人又は過半数代表者に対しフレックスタイム制に関する苦情を申し立てることができる。

2 過半数代表者は、前項の苦情の申し出があった場合は、速やかにその苦情内容について法人へ通知するものとする。

3 第1項に定める苦情については、シーボルト校総務企画課で処理する。

4 法人は、第1項の苦情の申し出があった場合は、速やかにその苦情内容について調査を行うとともに、必要に応じて過半数代表者と協議のうえ、適正かつ必要な措置を講じるものとする。

5 法人及び過半数代表者は、相談者の秘密を厳守し、プライバシーの保護に努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、法人又は過半数代表者から別段の申出がない限り、引き続き1年間有効期間を延長し、以降も同様とする。

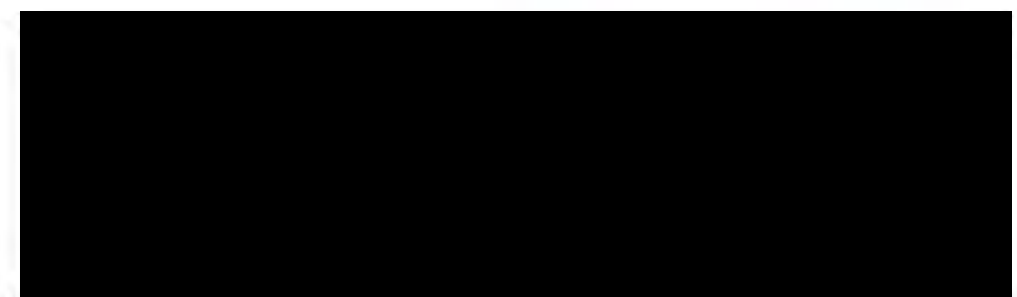
平成22年3月17日

長崎県公立大学法人 理事長

太田博道



長崎県立大学シーボルト校
職員過半数代表者



時間外勤務及び休日勤務に関する労使協定更新について

長崎県公立大学法人と長崎県公立大学法人長崎県立大学シーボルト校職員過半数代表者とは、時間外勤務及び休日勤務に関する協定第9条の定めに基づき、下記のとおり当該協定の有効期間を延長することに同意する。

記

協定の有効期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

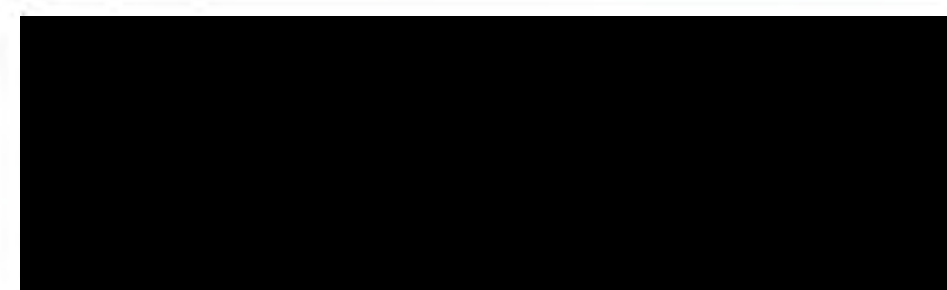
平成22年3月17日

長崎県公立大学法人 理事長

太田 博道



長崎県立大学シーボルト校
職員過半数代表者



意見書

平成22年3月17日

長崎県公立大学法人理事長 殿

平成22年3月3日付をもって意見を求められた就業規則案について、下記のとおり意見を提出します。

記

「専門型裁量労働制に関する労使協定」について

この度、標記の労使協定を結びましたがそれに関する就業規則及び関連規程の整備は必要なものと考えます。しかし、今後この制度を実施していく中で、教員の労働実態にふさわしい裁量を実効あるものとするために協議の必要な事項が数多く発生することが考えられますので、そのような際には使用者側にも就業規則の変更を含め柔軟に協議に応じて欲しいと思います。

「フレックスタイム制に関する労使協定」について

標記の「労使協定」に関する就業規則及び関連規程の整備は妥当なものと考えます。しかし、今後実施していく中で協議の必要な事項も発生することが考えられますので、そのような際には使用者側にも柔軟に協議に応じて欲しいと思います。

「代替休暇に関する協定書」について

労働基準法改正による時間外勤務手当等の見直しにともない標記の協定を結びました。そのための就業規則及び関連規程の整備は妥当なものと考えますが、今後実施していく中で協議の必要な事項も発生することが考えられますので、そのような際には使用者側にも柔軟に協議に応じて欲しいと思います。

従業員代表・職名 長崎県立大学シーボルト校職員過半数代表者

氏名 _____